

## 郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 事業の目的 郡山市観光戦略ビジョン策定支援
- (2) 業 務 名 郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務委託
- (3) 業 務 内 容 郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業 務 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日まで
- (5) 提案上限金額 ￥6,246,900 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。
- (6) 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
  - イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
  - ウ 2 の(1)から(4)までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしているこ

- と。
- エ 2の(5)の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

### 3 スケジュール

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 公募開始       | 令和7年7月10日（木）        |
| 質問受付締切     | 令和7年7月18日（金） 17時15分 |
| 質問回答       | 令和7年7月23日（水）        |
| 申込書等受付締切   | 令和7年8月1日（金） 17時15分  |
| 審査期間等      | 令和7年8月13日（水）（予定）    |
| 結果通知       | 令和7年8月中旬（予定）        |
| 見積徴取及び契約締結 | 令和7年8月中旬（予定）        |

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年7月18日（金） 17時15分（必着）
- (2) 提出方法：別紙1「質問書」により、に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には 本業務 名称及び「質問書」と記載すること。  
 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。  
 送付先は、10に記載のとおりとする。
- (3) 回 答 日：令和7年7月23日（水）
- (4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

### 5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
  - ア プロポーザル参加申込書（様式1）
  - イ 業務実績表（様式2、8部）※うち7部については、社名を除いたものとする。
  - ウ 企画提案書表紙（様式3、8部）※うち7部については、社名を除いたものとする。
  - エ 企画提案書（任意様式にて8部）※提案は、1社につき1案とする。うち7部については、社名を除いたものとする。
  - オ 参考見積書（任意様式にて8部）※うち7部については、社名を除いたものとする。
  - カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
  - キ 納税証明書  
 国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近１年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ク 委任状

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(2) 提出期限：令和７年８月１日（金） １７時１５分（必着）

(3) 提出方法：郵送又は持参にて観光政策課に提出

## 6 審査方法

### (1) 資格審査

「２ 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。

### (2) 本審査

本業務は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、「郡山市観光戦略ビジョン策定支援業務に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

| 所属・役職等         |
|----------------|
| 文化スポーツ観光部長     |
| 文化スポーツ観光部次長    |
| 文化振興課長         |
| 観光政策課長         |
| 産業雇用政策課長の指定する者 |
| 園芸畜産振興課長の指定する者 |

## 7 選定基準

提出された提案書等について、下記の評価項目ごとに採点基準により点数化し、各評価委員の合計得点のうち最高点と最低点を付けた評価委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数をその応募者の評価点とする。最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

なお、「(3) 見積額」についてのみ、別途採点基準を示す。

(1) 事業趣旨

(2) 業務体制、業務実績

(3) 見積額

(4) 施策の方針

(5) 全体構想の検討・構築

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、全ての業務完了後に支払うものとする。

## 10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
郡山市文化スポーツ観光部観光政策課観光交流係  
電話番号：024-924-2621  
FAX番号：024-924-0059  
E-mail：[kankou@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankou@city.koriyama.lg.jp)

## 11 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。